

# 福岡県公報

平成三十一年一月十一日  
第四千五十八号  
増刊  
①

## 目次

規則(第一号)

○福岡県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

(水産振興課) ……………一

再掲

○福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令

(人事課) ……………一

○福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令

(教育庁総務企画課) ……………二

## 規則

福岡県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十一年一月十一日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第一号

福岡県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

福岡県内水面漁業調整規則(昭和二十六年福岡県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六条の表那珂川水系の項中「筑紫郡那珂川町」を「那珂川市」に改める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

### 福岡県訓令第10号

福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年十二月二十六日

福岡県知事 小川 洋

本庁  
出先機関

福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令

福岡県臨時職員規程(昭和三十五年七月福岡県訓令第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表有給休暇の項中

地震、水害、火災その他の災害により次に準ずる場合に該当する場合その他これらが相当であると認められるとき。

七日の範囲内の期間

一 職員の現住所が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

二 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

七日の範囲内の期間

地震、水害、火災その他の災害により次に準ずる場合に該当する場合その他これらが相当であると認められるとき。

一 職員の現住所が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

二 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

に改める。

を

職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	結婚の日前五日から当該結婚の日後一月を経過する日までの間の連続する五日の範囲内の期間
--	--

附則

この訓令は、平成三十一年一月一日から施行する。

福岡県教育委員会公告式規則（昭和二十八年福岡県教育委員会規則第十号）第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県教育委員会訓令第四号

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年十二月二十六日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会臨時職員規程（昭和四十二年十二月福岡県教育委員会訓令第四号）

の一部を次のように改正する。

別表中

地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 一 職員の現住所が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 二 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	七日の範囲内の期間
---	-----------

を

本 庁

出先機関

地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 一 職員の現住所が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 二 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	七日の範囲内の期間
職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	結婚の日前五日から当該結婚の日後一月を経過する日までの間の連続する五日の範囲内の期間

に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年一月一日から施行する。